



佐賀県立 森林公園

SAGA PREF. SHINRIN PARK

2025年度ケータリングカー
出店登録・出店のご案内

佐賀県立森林公園 指定管理者
パークマネジメントさが

(1)ケータリングカー事業者登録資格

以下の全てに該当する個人・法人・任意団体は、ケータリングカー事業者登録申請書にてケータリングカー事業者として登録することができる。

- ①ケータリングカーを保有又はリースしている者
- ②佐賀県内一円にて営業を許可する公的機関の発行する営業許可証を有する者
- ③食品衛生責任者の資格を有する者が常駐できる者
- ④食品賠償保険等に加入している者
- ⑤保健所が定める、適切な衛生管理と加工(調理等)ができ、販売品を衛生的に取り扱える者
- ⑥各種イベント、企画等に積極的に参加、協力できる者
- ⑦令和6年度登録事業者にあつては、次年度募集前日までに1回以上の出店がある者

(2)ケータリングカー事業者登録申請の禁止事業者

以下の何れかに該当する個人・法人・任意団体は、申請することができない。

- ①制限能力者(成年被後見人、被保佐人、被補助人、および未成年者)
- ②破産者であつて、復権していない者
- ③懲役又は禁固の刑に処せられ、その執行が終わっていない者
- ④禁固以上の刑に該当する罪を犯した容疑をもつて勾留又は起訴された者で、判決が確定していない者及び有罪判決を受け、刑期又は執行猶予期間が満了していない者
- ⑤2025年3月31日以前、3年以内に行政処分を受けた者
- ⑥集团的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れがあると認められた者
- ⑦暴力団関係者及びその繋がりとされる者

◆出店者募集要項

《基本事項》

- 【出店期間】 2025年4月～2026年3月 原則土日祝（出店許可は1年毎の更新）
【営業時間】 10時～16時
【出店場所】 ①芝生広場前・②東駐車場・③野球場前
【主催】 佐賀県立森林公園 指定管理者 パークマネジメントさが

《出店登録申し込み：新規・更新時注意点》

- 【申込方法】 出店登録申請書及び「提出書類一覧」記載の書類
更新される方も全て提出してください。
【申込締切】 2025年2月26日（水）17時まで
【出店審査】 審査の結果、ご希望に添えない場合があります。あらかじめご了承ください。

《出店方法》

- 【出店舗数】 1日6店舗まで（上記①～③の出店場所に最大2台まで）
【出店手順】 ①出店登録申し込みを経て、出店許可を受けた出店者のみ出店が可能です。
②出店許可を受けた方へ、「登録書」と「出店申込書」を送付します。
③出店申込書の受付は、出店前月の1日より10日の期間内に（但し、4月に限り3月15日まで）、出店希望日と場所等を記入のうえ、持参・FAX・メールでお申し込みください。

※同日出店日に、出店場所の予定数を超えた場合は、主催者による抽選で決定します。

他の出店場所への変更は可能ですが、先着順とします。

- 【雨天】 希望であれば、指定管理者と協議の上、出店は可能です。

《出店概要》

- 【出店形態】 スペースのみの提供です。
【出店場所】 芝生広場前・東駐車場・野球場前
主催者の許可した場所以外は禁止です。
【出店料金】 出店日毎に、売上げの10%（最低額1,000円）
※営業終了後、16時45分までに管理事務所にて売上げ報告を行い、売上げの10%を出店料として納入してください。
売上げの10%が1,000円に満たなかった場合は、1,000円を納入してください。
【設備】 電源：なし。出店者により発電機の持ち込みをしてください。（要：消火器）
水道：付近に手洗い、水飲み場あり。（上水・飲用可）
※給水のみで、排水は不可。
※廃油の廃棄不可。持ち帰りください。
ごみ：出店者で回収後、持ち帰りください。公園内にゴミ箱はありません。
【車両】 出店許可を受けた車両のみ出店ブースへの進入可です。
「通行・販売許可証」（出店初日に発行します）を目立つ所へ提示してください。
販売車以外の自家用車がある場合は、駐車場へ駐車してください。
【搬入搬出】 搬入時間 / 9時～10時
搬出時間 / 16時～16時30分
※営業時間中（10時～16時）に出店ブース付近への車両の乗り入れはご遠慮ください。

◆出店者募集要項

【出店規約】以下の条件を厳守すること。

- ①出店の又貸しや、代行での出店は禁止する。
- ②食品衛生責任者資格を有する者が必ず常駐すること。
- ③登録時の提出書類に変更があった場合は、速やかに届け出ること。
- ④ガスコンロ等の火気の使用や発電機を持参する出店者は、消火器を必ず持参すること。
- ⑤消防検査の立ち入り調査の際に指導が行われた場合、すみやかに対処できること。
- ⑥食品偽装(誤)表示、行き過ぎたメニュー表示、産地偽装、調理方法の偽装等をしないこと。
- ⑦販売価格をお客様にわかりやすく掲示すること。
- ⑧アルコール飲料の販売はしないこと。
- ⑨販売により発生した廃棄物は、排水も含めてすべて出店者の負担において処分すること。
- ⑩ケータリングカー付近にごみ箱を設置し、周辺を清潔に管理すること。
- ⑪万一事故が発生した場合は、速やかに公園管理事務所に報告のうえ、事業者の責任において迅速に対応すること。
- ⑫毎月出店予定日を事前に(前月10日締切)連絡すること。
- ⑬その日の売上報告を速やかに事務所で行うこと。
- ⑭突然の雨天等の場合も食材及び売上げの補償等を行わないので、予め了承のこと。
- ⑮営業区域内での飲酒や、喫煙は禁止します。
- ⑯出店規約や誓約書に違反が認められた場合は、年度内でも許可を取り消し次年度以降の許可を見合わせます。

【出店場所】 ①芝生広場前 ②東駐車場 ③野球場前

